

# 富山県農薬管理指導士認定事業実施要領

## 第1 目的

この事業は、農薬の取扱い、使用に関する安全性の確保を図る観点から、農薬の販売業者、防除業者(ゴルフ場農薬使用管理責任者を含む。)(以下「農薬取扱業者」という。)の資質向上対策の一環として、農薬の取扱いについて指導的役割を果たすべき者を農薬管理指導士として認定するものとする。

## 第2 農薬管理指導士の役割

農薬管理指導士は、農薬の販売及び使用に当たっては農薬使用者等に対し、次に掲げる事項について指導及び助言を行うとともに、農薬の安全かつ適正な使用の推進を図る。

- (1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)、その他の農薬に関する法令の遵守
- (2) 農薬取締法第12条に規定する農薬使用基準の遵守
- (3) 農薬取締法第12条の2の規定に基づき指定された農薬の安全使用
- (4) 県が定めた病害虫・雑草防除基準の遵守
- (5) 農薬の使用に伴う人畜に対する危害及び環境汚染の防止
- (6) 農薬の適正な保管・管理
- (7) 農薬の特性を踏まえた適正な使用
- (8) 病害虫及び雑草の防除等に関する正しい知識
- (9) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)により毒物又は劇物の指定を受けた農薬の適正な取扱い及び安全使用
- (10) その他の農薬の安全使用等に関する事項で知事が必要と認めるもの

## 第3 農薬管理指導士の認定等

### 1 農薬管理指導士研修

#### (1) 農薬管理指導士研修の実施

- ① 知事は、農薬管理指導士の認定を受けようとする者に対して、農薬管理指導士の任務の遂行に必要な農薬管理指導士研修(以下「研修」という。)を実施する。
- ② 研修のカリキュラムは、別表1を標準とする。
- ③ 研修は、富山県農薬安全指導者協議会及び富山県農薬卸商協会、全国農業協同組合連合会富山県本部等の農薬取扱い関係団体が行う農薬に関する講習会等と併せて実施することができる。

#### (2) 研修の受講手続き

研修を受講する者は、別記様式第1号-1又は、第1号-2に定める受講申請書に所定の事項を記載のうえ、農林水産部農業技術課に提出する。

### 2 農薬管理指導士認定試験の実施

#### (1) 知事は、研修の修了者に対して、農薬管理指導士認定試験(以下「認定試験」という。)を実施する。

#### (2) 認定試験の試験項目は、別表2を標準とする。

#### (3) 認定要件

認定を受けることができる農薬取扱業者は、次の各号のいずれかに該当する県内に居住もしくは県内の事業所に勤務する者とする。

- ① 農薬の販売や使用の業務に従事する者で、実務経験年数が概ね2年以上の者

- ② 上記の者のほか、農薬に関する知識及び実務経験を有する者で、知事が適當と認める者

### 3 農薬管理指導士の認定、更新及び取消し

#### (1) 農薬管理指導士の認定及び更新

- ① 知事は、認定試験に合格した者を農薬管理指導士として認定する。  
② 農薬管理指導士の認定期間は3年間とする。  
③ 知事は、認定期間が満了した農薬管理指導士が研修を受講した場合には、認定を更新する。

#### (2) 認定の取消し

知事は、農薬管理指導士が農薬取締法に違反した場合、その他農薬管理指導士としてふさわしくない行為があったと認めた場合は、農薬管理指導士の認定を取消すことができる。

#### (3) 認定証の交付、再交付及び返納

- ① 知事は、農薬管理指導士として認定した者に対して、別記様式第2号に定める認定証を交付する。  
② 認定証を滅失し、又は汚損し、若しくは記載事項に変更が生じた農薬管理指導士は、別記様式第3号により知事に認定証の再交付を申請することができる。  
③ 農薬管理指導士が次に該当する場合は、認定証を速やかに知事に返納する。  
ア 農薬取扱業務に従事しなくなった場合  
イ 第3の3の(2)により認定の取消しを受けた場合

## 第4 農薬管理指導士を設置している旨の店頭表示

農薬管理指導士を設置している農薬取扱業者は、別記様式第4号に定める標示を店頭に掲げることができる。

## 第5 農薬管理指導士の勤務地の変更

- 1 他の都道府県で農薬管理指導士の認定を受けた者が、転勤等により勤務地が本県となつた場合は、速やかに別記様式第5号により知事に届け出て認定証に勤務地の変更の記載を受ける。  
2 知事は、前項の変更の届出を受けた場合は、当該届出をした農薬管理指導士の従前の勤務地を管轄する知事にその旨を速やかに通知する。

## 第6 推進体制の整備

この事業により、農薬取扱業者の資質向上対策を効率的かつ円滑に実施するため、県及び農薬取扱業者関係団体は十分連携し、推進体制を整備する。

## 第7 庶務

この事業に係る庶務は、農林水産部農業技術課において行う。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年9月5日から施行する。

別表 1

## 農薬管理指導士研修カリキュラム

研修科目	研修内容の要点
1 植物防疫一般	○ 植物防疫行政及び農薬行政に関する知識を理解させる。
2 農薬一般	○ 農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等を理解させる。
3 関係法令	○ 農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等を理解させる。 ○ 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等について遵守すべき事項を理解させる。
4 病害虫、雑草防除等	○ 農作物等を害する病害虫、雑草の種類及び防除方法並びに植物成長調整剤の使用方法等に関する知識を理解させる。 ○ 農薬散布技術、防除機等に関する知識を理解させる。
5 農薬の安全性評価及び各種基準の設定	○ 農薬の安全性評価の方法に関する知識を理解させる。 ○ 農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を理解させる。 ○ 農薬使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を理解させる。
6 農薬の安全使用、危害防止対策等	○ 農薬使用者に対する安全性確保に関する知識を理解させる。 ○ 農産物の安全性確保に関する知識を理解させる。 ○ 環境に対する安全性確保に関する知識を理解させる。 ○ 農薬の保管管理に関する知識を理解させる。 ○ 農薬散布保護装備(防除衣、保護マスク、保護メガネ等)に関する知識を理解させる。
7 農薬管理指導士の任務	○ 農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置付け、果たすべき役割、遵守すべき事項等を理解させる。

別表2

## 農薬管理指導士認定試験の試験項目等

試験項目	判定基準
1 植物防疫一般に関する事項	○ 植物防疫行政及び農薬行政に関する知識を有していること。
2 農薬一般に関する事項	○ 農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等に関する知識を有していること。
3 関係法令に関する事項	○ 農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する知識を有していること。 ○ 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項に関する知識を有していること。
4 病害虫、雑草防除等に関する事項	○ 農作物等を害する病害虫、雑草の種類及び防除方法並びに植物成長調整剤の使用方法等に関する知識を有していること。 ○ 農薬散布技術、防除機等に関する知識を有していること。
5 農薬の安全性評価及び各種基準の設定に関する事項	○ 農薬の安全性評価の方法に関する知識を有していること。 ○ 農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を有していること。 ○ 農薬使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を有していること。
6 農薬の安全使用、危害防止対策等に関する事項	○ 農薬使用者に対する安全性確保に関する知識を有していること。 ○ 農産物の安全性確保に関する知識を有していること。 ○ 環境に対する安全性確保に関する知識を有していること。 ○ 農薬の保管管理に関する知識を有していること。 ○ 農薬散布保護装備(防除衣、保護マスク、保護メガネ等)に関する知識を有していること。
7 農薬管理指導士の任務に関する事項	○ 農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置付け、果たすべき役割、遵守すべき事項等に関する知識を有していること。

令和〇年度 第〇回  
富山県農薬管理指導士研修受講申請書  
(更新者用)

令和〇年〇〇月〇〇日

富山県知事 殿

ふりがな 氏名	
住 所 等	郵便番号 (〒        —        )  電話番号 (        —        — )
生年月日	
勤務先の名称	
勤務先の所在地	郵便番号 (〒        —        )  電話番号 (        —        — )

令和〇年度 第〇回  
富山県農薬管理指導士研修受講・認定試験申請書  
(新規認定者用)

令和〇年〇〇月〇〇日

富山県知事 殿

ふりがな 氏名	
自宅	郵便番号 (〒        —        ) 電話番号 (        —        —        )
生年月日	
勤務先の名称	
勤務先の所在地	郵便番号 (〒        —        ) 電話番号 (        —        —        )
実務経験の年月数	年        力月

別記様式第2号

富山県知事認定第〇〇〇号

## 富山県農薬管理指導士認定証

氏 名  
住 所

富山県農薬管理指導士として認定する。

ただし、認定期間は〇〇年〇〇月〇〇日  
までとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

富山県知事 ○ ○ ○ ○ 印

富山県農薬管理指導士認定証再交付申請書

年　月　日

富山県知事 殿

富山県農薬管理指導士認定証の再交付を申請します。

認定番号	
ふりがな 氏名	
住所等	郵便番号(〒　　ー　　) 電話番号(　　ー　　ー　　)
生年月日	
勤務先の名称	
勤務先の所在地	郵便番号(〒　　ー　　) 電話番号(　　ー　　ー　　)
富山県農薬管理指導士 認定年月日	
再交付申請の理由	

富山県知事認定第〇〇〇号

富山県農薬管理指導士

(氏名) ○ ○ ○ ○

農薬管理指導士勤務地変更届及び  
農薬管理指導士認定証書替申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

富山県知事 殿

勤務地を変更しましたので、届け出ます。  
また、農薬管理指導士認定証の書替えをお願いします。

ふりがな 氏名	
住所等	郵便番号  電話番号
生年月日	
勤務先変更の理由	
変更後の勤務先の名称	郵便番号  電話番号
変更後の勤務先の所在地	